

京都府スマートけいはんな実証促進事業補助金

けいはんな学研都市は、「国家戦略地区」に指定されたことを踏まえ、また「スーパーシティ法」の成立に伴い更なる都市の発展を目指すこととしています。「精華・西木津地区」においては「スマートけいはんなプロジェクト」として、地域住民の移動円滑化(ラストワンマイルモビリティ)やICT技術を活用した健康増進の取組を進めており、この取組をベースにスーパーシティ構想の実現を図ります。当補助金はICT技術等のスマート技術やビッグデータを活用し、同プロジェクトの実証実験を促進し、スマートシティ・スーパーシティの実現を目指した新たな技術実証に取り組む中小企業等を支援します。

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構
京都府商工労働観光部

【募集期間】令和3年4月30日(金)～6月11日(金) 午後5時必着

【補助期間】令和3年4月30日(金)～令和4年1月31日(月)

*原則交付決定日以降。ただし事前着手が認められた場合は4/30～可

補助対象者

- ・京都府内を事業の対象地域として実施する者
- ・本事業の取組を遂行する拠点を京都府内に有する中小企業、または京都府内に拠点を有する中小企業が1社以上参画するグループ
(グループ構成企業には幅広い分野や地域の協働による取組も奨励)

対象事業

ICT等のスマート技術やデータの活用により、スマートけいはんなプロジェクトの実証促進に資する事業

補助率

1/2

補助限度額

1,000千円以内
ただし、グループの場合は2,000千円以内(千円未満切捨)
(補助限度額はグループの場合は構成企業等の合計額となります)

対象経費

交付決定日から令和4年1月31日までの活動に要した経費が対象です。
ただし、事前着手届を提出された場合は交付決定日以前の活動に要した経費についても対象になる場合があります(認められない場合もありますのでご了承ください)。対象経費の詳細については、本補助金交付要領第6条に基づく別表3に定められていますのでご確認ください。

申請手続きについて

1. 申請様式

本申請の様式等は当法人ホームページからダウンロードし、〈申請の手引き〉を熟読の上
ご提出ください。

URL : https://www.kri.or.jp/project/smartcity_20210430.html

<4月30日(金)より>

申請要領・様式等の
ダウンロードはこちら



2. 申請方法

申請受付期間は下記のとおりです。

令和3年4月30日(金)から6月11日(金) 午後5時必着

郵送または持参により下記提出先へ提出してください。持参による場合は、
平日午前9時～午後5時に来訪ください。

3. 提出先・問い合わせ先

〒619-0237

京都府相楽郡精華町光台1-7(けいはんな学研都市)けいはんなプラザ ラボ棟3階
公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構
新産業創出交流センター **イノベーション推進室**

(担当:川井・藤川・村北)

電話 0774-95-5047(直通) e-mail : innova@kri.or.jp

評価基準について

下記の基準に基づき総合的に判断します。

① 目標設定の妥当性

- ・目標設定に至った背景や動機、課題把握の妥当性
- ・設定した目標の妥当性

② 取組内容の具体性

- ・補助対象事業の計画内容や手法、スケジュールの具体性

③ 取組に関する体制の妥当性

- ・事業実施のための体制の妥当性

④ スマートシティ・スーパーシティ実現に向けた発展性

- ・スマートけいはんなプロジェクト促進の可能性

*「けいはんな学研都市」では国土交通省に採択された「スマートけいはんなプロジェクト」
におけるスマートシティの取組を更に発展させ、便利で快適な暮らしを実現
させるため、スーパーシティ構想の策定に向けた取組を進めています。

詳しくは京都府HP

(<https://www.pref.kyoto.jp/bunkaga/news/supercity/teiannsyo.html>)

をご覧ください。

